

理容師法施行条例

平成 12 年 3 月 29 日
条例第 11 号

改正 平成 13 年 12 月 18 日条例第 72 号 平成 15 年 3 月 14 日条例第 13 号
号

(第 1 次改正)

(北海道保健福祉部手数料条例
及び理容師法施行条例の一部
を改正する条例第 2 条による改
正)

平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号

(北海道条例の整備に関する条
例第 63 条による改正)

理容師法施行条例をここに公布する。

理容師法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、理容師法(昭和 22 年法律第 234 号。以下「法」という。)及び理容師法施行令(昭和 28 年政令第 232 号。以下「政令」という。)の規定に基づき、理容師が理容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置その他必要な事項を定めるものとする。

一部改正(平成 15 年条例 13 号)

(理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合)

第 2 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 交通条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、理容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において理容を行う場合
- (2) 演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に理容を行う場合
- (3) 社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して理容を行う場合

追加(平成 15 年条例 13 号)

(理容の業を行う場合に講ずべき措置)

第 3 条 法第 9 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体及び被服等は、清潔に保つこと。
- (2) 客 1 人ごとに、理容を行う前に手指の洗浄等を行うこと。
- (3) 化粧品、薬物、器具等は、衛生上有害でないものを使用すること。

一部改正(平成 13 年条例 72 号・15 年 13 号)

(理容所について講ずべき措置)

第4条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 待合所は、作業場と区分して設けること。
- (2) 作業場は、理容用いす(以下「いす」という。)1台のときは9.9平方メートル以上とし、いす2台以上のときは9.9平方メートルにいす1台を超えるいすの台数1台につき3.3平方メートルを増した面積以上とし、かつ、洗場、消毒設備等の設置により業務に支障を来すことのない面積を保持すること。
- (3) 洗髪及び洗顔のための洗場並びに手指、器具等の洗浄のための洗場を適当数設けること。

一部改正(平成15年条例13号)

附則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

一部改正(平成21年条例15号)

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過することに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加(平成21年条例15号)

附則(平成13年12月18日条例第72号)

(北海道保健福祉部手数料条例及び理容師法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成15年3月14日条例第13号)

(理容師法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成21年3月31日条例第15号抄)

(北海道条例の整備に関する条例の附則)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)